

公告第 273 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第17条第 1 項の規定に基づき、県中都市計画地区計画の案を決定するため、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、郡山市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了までに縦覧に供された当該都市計画の案について郡山市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 9 月 2 日

郡山市長 椎 根 健 雄

1 都市計画の種類
地区計画

2 都市計画の名称
安積町鶴坦地区計画

3 都市計画を決定する土地の区域
郡山市安積町成田字鶴坦及び長久保二丁目の一部の区域

4 都市計画の案の縦覧

（1）期間

令和 7 年 9 月 2 日（火）から令和 7 年 9 月 16 日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

（2）時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（3）縦覧場所

郡山市都市構想部都市政策課（郡山市役所本庁舎 3 階）